

ロンドン事務所

【酒税大幅引き上げ、自動車税改革など含む2008年度予算案】 英国

アリスター・ダーリング財務相は3月12日、2008年度予算案を発表した。2007年6月のブラウン政権発足と同時に就任した同相が手掛ける初の予算案であった¹。

英国の予算案は毎年3月に発表され、新たな税率や公共支出計画などが明らかにされている。財務省の閣外大臣、幹部級職員らと協力し、予算案を策定するのは財務相の大きな責務である。

予算案発表日には財務相が、下院に向けて予算演説を行う。続いて下院が予算案について討議し、財務相との質疑も行われる。また、予算案発表日の夜に財務相が「予算案声明 (Budget Statement)」と題する5分間ほどのテレビ番組に出演し、新しい予算案の狙い、目的などを国民に向けて概説するのも恒例となっている。野党も、予算案が発表されたのと同じ週、同様の短いテレビ番組で、予算案に対するそれぞれの見解を述べるのが伝統である。

財務相が予算案の発表日に予算案の演説原稿を公邸から下院まで運ぶのには赤いブリーフケースが使われているが、これは1860年に当時のグラッドストーン財務相が始めた習慣である。ブリーフケースはこれまで2回、1965年と1997年に新しいものに取り換えられ、2回目に取り換えられた時の財務相は、現在の首相のゴードン・ブラウン氏であった。

2008年度予算案の目玉は、酒税の大幅な引き上げと自動車税 (VED) の改革であった。ガソリン税値上げも発表されたが、実施は今年秋まで延期された。詳細は下記の通り。

- ・全ての酒税を2008年3月17日から6%引き上げ。具体的な引き上げ額は、ビール1ポイント (568ミリリットル) につき4ペンス (約8円)、ウイスキー、ブランデーなどの蒸留酒は1ボトル (700ミリリットル) につき55ペンス (約110円)、ワインが1ボトル (750ミリリットル) につき14ペンス (約28円)。

- ・2009年度より自動車税を改正する。自動車税は、二酸化炭素 (CO₂) 排出量によって自動車を7つのバンド (等級) に分けており、CO₂ 排出量が少ないバンドの自動車への課税額を低く抑えている。2009年以降は、バンドを13に増やし、分類を更に細分化する。走行距離1キロメートルあたりのCO₂ 排出量が255グラム以上の車は、新たに創設された「バンドM」に分類されることになる。

ところで予算案文書は、最近の経済情勢について次のように記している。

「地球規模で金融市場の混乱が続き、世界経済は2007年の「予算案編成方針

¹ ダーリング氏は、1997年の労働党政権誕生以降、現首相のブラウン氏に次ぐ2人目の財務相である。

(Pre-Budget Report)²が発表された当時よりも厳しい環境に直面している。グローバル化で英国及びその他の国が多大な恩恵を受けている一方、最近の経済情勢は、複数の資本市場が相互に関連し合っていることは、1つの地域における経済危機が他の地域にも簡単に波及すること意味するという事実をまざまざと見せつけた」

予算案は、英国の実質 GDP（国内総生産額）成長率について、2007年の3%から2008年は1.75～2.25%に失速すると予測。しかし、2009年は2.25～2.75%、2010年は2.5～3%に回復するとしている。さらに、政府債務は、2008年4月からの3年間を通じて、GDP比の40%以下に抑えられると予測し、ブラウン首相が財務相時代に導入した「持続可能な投資のルール (sustainable investment rule)³」が守られるとの見通しを示している。

2008年予算案のその他の内容は下記の通りである。

- ・中小企業による公共事業入札への参加を阻む要因、及び「今後5年間において、全ての公共事業の30%を中小企業が受注できるようにする」との目標を設定することの有効性について政府に助言する諮問委員会を設置する。
- ・高齢者向け冬季燃料手当については、来年度のみ、81歳以上の世帯に100ポンド（約20000円）、61歳以上の世帯に50ポンド（約10000円）を追加で支給する。
- ・1人目の子供に対する育児手当支給額を2009年4月より週あたり20ポンド（約4000円）に引き上げる。児童税額控除 (Child Tax Credit) については、やはり2009年4月より、インフレ率の上昇分に加えて年間50ポンド（約10000円）を追加で支払うこととする。2009年10月より、住宅手当及びカウンスルタックス手当を算出する際、育児手当受給額を考慮に入れないものとする。
- ・就業年齢にある住民に対する住宅手当について包括的な見直し作業を行い、失業者の就業を促進する上での影響、効率性、公平性などの点を検討する。また、就業年齢にある住民に対する住宅手当が、納税者に対する「資金の最大活用 (Value For Money、VFM)」を実現できていることを確認する（住宅手当については既に、民間賃貸住宅の借家人に対する新補助金制度である「地域住宅手当 (Local Housing Allowance、LHA)」が2008年4月から全国で導入されたことにより、過去20年間で最大の改革が実施されている。LHAでは、居住者数、居住地域に基づいて一律の住宅手当が支払われる）。

² 2007年10月9日発表。

³ 「政府債務残高はGDP比で40%以下に抑えるべき」とする規律。

・公共サービス改革のペースを維持するため、政府は、「2007年包括的支出見直し(CSR)」⁴の適用期間終了後、更なる大幅なコスト削減を達成する。さらに、大規模な公共支出が行われている全ての分野を見直し、VFMの面で改善の余地がある分野を見極めるための「公共価値プログラム(Public Value Programme)」を開始する。最初に見直しが行われる分野は、道路建設、医療サービスにおける民間部門への業務委託、地域再開発、公共部門における情報技術(IT)プロジェクトなどである。イベット・クーパー財務省首席担当大臣は今夏、政府がいかにして公共部門における事務業務のコスト抑制を続け、効率性の達成において民間部門と歩調を合わせることができるかについての詳細な計画を発表する予定である。

・「2009年財政法案(Finance Bill 2009)」⁵に、「土壌汚染浄化費用に対する税優遇措置の対象を、2009年4月より、放棄された産業用地⁶の再開発費用及びイタドリ⁷の除去にも拡大する」旨を盛り込む。また、今年後半、副次立法⁸の制定によって、土壌汚染浄化で発生した廃棄物に対する埋め立て税控除措置を、2012年4月1日より段階的に撤廃する。政府は今夏、この2つの改革に向けた法案の草案について、意見集約作業を行う。

地方自治体協議会(LGA)のサイモン・ミルトン議長は、今回の予算に関して、次のようにコメントしている。「一見したところ、今回の予算では、財政難にあえぐ自治体に対する救済策はほとんど提示されていない。多くの自治体が、予算は減少しているのに公共サービスへの需要は高まるという状況の中、いかにすれば地域住民により良いサービスを提供できるのか、頭を悩ませることになるだろう」

(参考)

http://www.hm-treasury.gov.uk/media/9/9/bud08_completereport.pdf

【スコットランドの地方所得税導入議論が惹起したバーネット・フォーミュラ見直し論議】 英国

⁴ 毎年の予算とは別に発表される予算3ヵ年計画。2007年版の適用期間は2008年度～2010年度。

⁵ 今回の予算案に盛り込まれた内容は、大半が「2008年財政法案(Finance Bill 2009)」として国会に提出されるが、来年の「2009年財政法案」まで法案化を待つものも含まれ、それらは、2009年の予算案で再び言及される。

⁶ 「ブラウンフィールド(brownfield)」と呼ばれる。

⁷ 日本原産のタデ科の多年生植物。繁殖力が旺盛で、自然の生態系を破壊するなどの問題が生じている。英語では「Japanese knotweed」と呼ばれる。

⁸ 規則、行政委任立法、枢密院令など、議会での可決を必要としない法令。Secondary legislationと呼ばれる。

2007年5月に実施されたスコットランド自治政府議会選挙で、スコットランドにおけるカウンスルトックス廃止を公約に掲げたスコットランド国民党（SNP）が、過半数の議席獲得には至らなかったものの、最大政党として表舞台に登場した。

1999年の自治政府議会設置によるスコットランドへの地方分権の開始と、スコットランドの独立を訴える SNP による政権樹立（少数与党政権ではあるが）は、英国の政治・経済システムにおける矛盾を露呈することになった。それらの矛盾の多くは、過去に交渉によって生み出された妥協と、成分憲法を持たないという事実を主要政党が変えようとしないうという事実起因していると言える。

2007年5月の選挙後、新たに就任したスコットランド自治政府のジョン・スウィニー財務相（SNP）は、カウンスルトックスを廃止し、地方所得税（local income tax）を導入するとの自治政府の意図を改めて確認した（税率はスコットランド全土で所得1ポンドあたり3ペンスに統一）。地方所得税の導入が2011年に計画される中、同相はさらに2008年3月、カウンスルトックスの税率を2008年4月以降凍結することでスコットランドの32の自治体と合意に至ったことを明らかにした。

前述のように、SNPの議席数は過半数に達しておらず、法案通過には自由民主党及び緑の党の支持を必要とするが、地方所得税がいかなる形態を取るべきか（税率は地域ごとで設定するのか、または全国一律とするのか）などの点については、これらの党との間で意見が一致していない。例えば自由民主党は、税率をスコットランド全土で一律とすることに反対の立場を取っている。

また、スコットランド自治政府が低所得層へ支払うカウンスルトックス手当は、中央政府からの毎年4億ポンド（約800億円）の助成金で賄われている。しかし、中央政府のブラウン・スコットランド相は、スコットランドで地方所得税が導入されれば、中央政府は助成金の支給を取りやめる旨表明しており、地方所得税を巡る議論は中央政府と自治政府の間で軋轢の元となっている。

スコットランドにおける地方所得税導入に関する議論は、イングランドを除く3地域（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）への中央政府からの補助金の算定方式である「バーネット・フォーミュラ（Barnett Formula）」に人々の関心を改めて向けることとなった。バーネット・フォーミュラは、労働党が政権に就いていた1978年、当時のジョエル・バーネット財務省首席担当大臣の考案により導入された。もともとは、1979年に計画されていたスコットランド及びウェールズへの地方分権⁹に備えるための暫定的措置だったとされており、法的な裏付けはない。政府は、バーネット・フォーミュラの導入当時、

⁹ 1979年の労働党政権による地方分権案は、ウェールズでは住民投票で否決された（賛成20.3%、反対79.7%。投票率58.8%）。スコットランドでは賛成票が51.6%と、反対票の48.4%を上回ったものの（投票率63.8%）、中央政府が地方分権の実施に求めた「有権者の40%が賛成票を投じること」という条件を満たすことができず、計画は頓挫した。

スコットランドでは、スコットランド自治政府及び直接公選の議会を設置し、スコットランド相の責任となっていた教育、医療、社会福祉、環境などの分野で権限を委譲する計画だった。現在の自治政府に委譲されている税率変更権は、この際の地方分権では委譲しない構想であった。ウェールズに対しても、ウェールズ相が有していた権限を委譲し、同様の地方分権を行う計画だったが、スコットランドより自治権は狭い範囲に留められるとの構想だった。

その存在を伏せており、下院が 1997 年から 5 年毎に発行しているバーネット・フォーミュラに関する報告書も、「導入の根拠は十分に記録されていない」と記している。

ところで英国内の各地域への公共支出の配分率を規定したのはバーネット・フォーミュラが初めてではなく、その前身である「ゴッシェン・フォーミュラ (Goschen Formula)」¹⁰が既に 1888 年に導入されていた。ゴッシェン・フォーミュラによる公共支出の配分率は、イングランド及びウェールズが全体の 80%、スコットランドが 11%、当時まだ英国の一部であったアイルランドが 9%となっていた。1920 年にはアイルランドの独立を受けて配分率に変更され、スコットランドへの支給額は全体の 80 分の 11 (13.75%) となった。ゴッシェン・フォーミュラは 1950 年代後半まで利用され、その後、1960 年代からバーネット・フォーミュラの導入まで、各地域への公共支出配分は、各省間の内閣レベルでの交渉により決定された。

バーネット・フォーミュラは、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの補助金の総額を算定するものではない。バーネット・フォーミュラは、イングランドへの公共支出が増加または減少した場合、その増加または減少分をイングランド以外の 3 地域への補助金額に反映させるものであり、その計算式の主な要素は各地域の人口の英国全体の人口に占める割合である。たとえば、イングランドの教育費が引き上げられた場合、バーネット・フォーミュラに基づいてその分スコットランドへの補助金も増えるというものである。ただし、その増加分の用途は、教育目的に限定されず、スコットランド自治政府が任意で決定することができる。

当初は、1976 年の推定人口に基づいて配分率を算出していたが、1991 年の国勢調査の結果を基に、1992 年にスコットランドとウェールズへの配分率が初めて変更された（ウェールズへの配分率は、1980 年からイングランドとは別に算出されるようになっていた）。各地域の英国全土に対する人口比率は 1999 年以降、毎年見直しが行われており、2002 年には、人口の伸び率鈍化を反映してスコットランドへの補助金額がイングランドの 10.23% にまで減少した。

バーネット・フォーミュラの仕組みは、財務省が毎年発行する「財務政策声明 (Statement of Funding Policy)」¹¹で説明されている。実のところスコットランドへの補助金は、バーネット・フォーミュラの導入以前からイングランドを上回っており、現在でもそれは変わっていない。2006 年度の場合、英全土の住民一人あたりの公共支出平均額を 100%とした場合、イングランドは 97%、スコットランドは 117%、ウェールズは 111%、北アイルランドは 127%であり、具体的には下記の通りの額となっていた。

- ・イングランド 7,121 ポンド (約 142 万 4200 円)
- ・スコットランド 8,623 ポンド (約 172 万 4600 円)
- ・ウェールズ 8,139 ポンド (約 162 万 7800 円)

¹⁰ 当時の G.J.ゴッシェン財務相が導入したことによりこの名が付けられた。

¹¹ スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの財政面での取り決めに記した文書で、財務省が 1999 年から毎年発行している。

・北アイルランド 9,385 ポンド (約 187 万 70000 円)

現政府は、国会で過半数を保ち、政権を維持するのに、スコットランド及びウェールズ選出の議員の票を必要としており、バーネット・フォーミュラを改正し、補助金の不均衡を是正することは、政府にとって政治的に不利であると考えられている。また、英国の行政制度において、均衡の欠如は珍しくないという点にも留意すべきである。例えば、下院では 2005 年まで、スコットランド選出の議員が本来あるべきより多くの議席を与えられ、過剰代表 (over-representation) の状態になっていた。これは、自治が与えられていないことに対する「代償」として政府がスコットランドに与えていた特権だったが、1999 年に自治政府が置かれたことで撤廃された¹²。

現労働党政権は、バーネット・フォーミュラを改革する計画はないとの立場を取っている。しかし、スコットランドで 2008 年 3 月末、労働党、保守党、自由民主党が、スコットランドへの地方分権の取り決めについて検討する独立組織「統治機構委員会 (Constitutional Commission)」を創設したことによりバーネット・フォーミュラも再び俎上にのぼることになった。

一方、2008 年 1 月に政府がバーネット・フォーミュラの見直し作業を指示したと報じられたのに続き、同年 3 月には、バーネット・フォーミュラに対する政府の方針を巡るマスコミ報道が目立つようになった。こうした状況を受け政府は、「見直し作業」の実態は、今後の政策形成に役立てるため、バーネット・フォーミュラに関する内部報告書を作成させたに過ぎないことを明らかにした。

バーネット・フォーミュラが依然として存在する事実に対する批判的な報道の一つは、2008 年 3 月 9 日付の「サンデー・タイムズ」紙の記事であり、「イングランドの住民が何千ポンドも支払って受けることができる公共サービスをスコットランドの住民は無料で享受している」との見出しを掲げ、イングランドでは国民医療サービス (NHS) で提供されていない治療もスコットランドでは制限なく提供されていること、イングランドでは大学授業料が導入されているのに対し、スコットランドの大学は学費が無料であることなどについて詳細に報じた。同記事の一部は下記の通りである。

「スコットランドでは、住民一人当たりの公共支出がイングランドより年間 1500 ポンド (約 30 万円) も多く、500 万人に上る住民は公共サービスを惜しみなく与えられている。老人介護、眼及び歯の検査は無料で (ただし老人介護は週 210 ポンド (約 84000 円) まで)、今後、処方箋も無料になる。これに対しイングランドでは先週、処方箋代の 7 ポンド 10 ペンス (約 1420 円) への引き上げが発表された。また、住民一人当たりの公共支出がイングランドより年間 1000 ポンド (約 20 万円) も多い

¹² スコットランドに自治政府が置かれたのは 1999 年だったが、時間的制約のため 2001 年の総選挙では議席数を変更できず、2005 年の総選挙まで待たなければならなかった。

ウェールズでは、NHS 病院での駐車場の無料化計画が先週明らかにされ、イングランドの納税者の怒りを買ったばかりである」

また、右派系のタブロイド紙「デーリー・メール」は、2008年3月5日の紙面で、「議論を呼んでいるイングランドからスコットランドへの1500ポンドに上る施し金はブラウン政権下で廃止されるかもしれない」と題する記事を掲載し、「スコットランドとイングランドの境界より南側に住む住民は、スコットランド住民のみに与えられる特権のために資金を提供することを強いられている」、「スコットランドへ余分に支給されている資金によって、スコットランド自治政府は、イングランドの住民は手にすることができない様々な恩恵を住民に与えることができる。その恩恵には、大学教育、老人介護、眼科及び歯科検査を無料で受けられることなどが含まれる」などと報じた。同記事はまた、統治機構改革を担うジャック・ストロー司法相がブラウン首相に、「バーネット・フォーミュラによってひずみが生じた行政システムが依然として存在することにより、政府はイングランドの有権者から反発を受けることになるだろう」と警告したとも記していた。

これに対し、スコットランド側の反論は、北海油田からの収入は本来、英国政府にではなく、スコットランドに帰属するとの立場を示しているが、バーネット・フォーミュラの議論の行方如何によってはスコットランドの英国からの分離議論に火をつけることにもなりかねず、政府としては悩み深い対応を強いられてつつある。

(参照)

<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/politics/article3511864.ece>

http://www.dailymail.co.uk/pages/live/articles/news/news.html?in_article_id=526459&in_page_id=1770

【「ビーコン・スキーム」による公共サービスの改善効果】 英国

地方自治体による優れた業績を評価する制度「ビーコン・スキーム (Beacons Scheme)」について、その影響や効果などを調べたウォーリック・ビジネス・スクールによる独立調査の結果報告書が3月3日、発表された。

ビーコン・スキームは、優れた業績を達成しているイングランドの地方自治体を「ビーコン・カウンシル」として認定し、そのベスト・プラクティス (優良事例) を他の自治体と共有させることを目的とした、1999年に始まった制度である。

ビーコン・スキームの対象は、地方自治体だけでなく、消防、交通、警察当局なども含まれる。政府は毎年、その年にビーコン・カウンシルが選ばれる公共サービスの分野を発表し、ビーコン・カウンシルとしての認定を望む自治体は、政府に申請書を提出する。これを受け、独立の助言委員会がビーコン・カウンシルへの選定に適当と思われる自治体を政府に推薦し、政府が最終決定を行う。

ウォーリック・ビジネス・スクールによる調査は3年間に亘り行われた。その一環として、現場職員に焦点を当てたものを含めたイングランドの全自治体を対象とする2つの調査のほか、18の自治体を対象とした詳細な聞き取り調査などが行われた。

調査結果報告書は、2008年で第10ラウンドを迎えるビーコン・スキームについて、「地方自治体が、公共サービスを改善し、より少ない資金でより多くのサービスを提供できる能力を高めるために重要なツールであり、選定された自治体に大きな利益をもたらしている」と記した。

報告書はまた、各自治体が、ビーコン・スキームを貴重な学習の手段としてとらえていると述べている。調査対象となった自治体の大半が、ビーコン・スキームによって、他の自治体とのネットワーク構築、情報及びアイデアの共有が促進されると考えており、また、ビーコン・カウンシルに選ばれた自治体を訪問したり、交流を行った自治体の4分の3以上が、こうした交流の結果、変化が生まれたと感じている。また、ビーコン・カウンシル認証自治体は、認定されたことにより、職員の士気向上及び更なるサービス改善への意欲増進につながったと考えている。

ビーコン・カウンシル認証自治体が、認定による利点として挙げたのは下記の点であった。

- ・自治体が全国的により広く認識されるようになった（90%）
- ・職員の士気が向上した（89%）
- ・更なる公共サービス改善を促進し、改善の維持をもたらした（79%）
- ・地方議会議員の存在がより広く知られるようになった（50%）
- ・公共サービス提供におけるパートナーとの関係において有益だった（49%）

この他にも、「ビーコン・スキームは公共サービス改革に貢献する」との答えが84%に上ったほか、「他の自治体とのネットワーク構築を奨励する」との回答は80%に達した。また、ビーコン・カウンシル認証自治体（特に二度以上認定されている自治体）は、リーダーシップ、職員の士気向上、公共サービスの改善と変革、利用者のニーズに焦点を当てた公共サービスの提供などの点において、他の自治体と価値ある情報を共有できると指摘した。公共サービス改善という面においては、調査対象となった自治体の事務総長の75%が、ビーコン・スキームは有効であると考えていることが分かった。更に、自治体の61%が、「ビーコン・スキームは、公共サービスの利用者である地域の住民、企業などにとっての目に見えるサービス改善に焦点が当てられるよう、積極的かつ直接的な貢献をしている」と回答している。

（参考）

【市立保育のコストの都市間の差異】 ドイツ

ドイツ内の人口規模の大きな100都市での保育サービスに関する親の負担の比較調査の結果、その負担額に大きな差があることが明らかになった。親が負担する額の差に加え、料金構造と割引制度についても差異がある結果が出た。

ドイツの連邦構造のため、教育関係または保育関連のサービス（保育園、幼稚園等）については、州の立法で決められるため、実際にそのサービスを提供する市町村によって、違いがあることは知られていたが、具体的な調査は今回初めてであった。

調査を委託したのは「新・社会的市場経済機構」（Initiative Neue Soziale Marktwirtschaft）と「親」という雑誌である。調査の内容は、保育園・幼稚園の半日（4~5時間）入園に関して、親の負担度合いであった。調査結果によると、平均的収入のある家庭でも、子供を幼稚園に行かせることはかなり負担となっていることが判明した。しかし、幼稚園は、子供の社会性の育成のために重要であると同時に、親の就労のためにも不可欠である。

ほとんどの市町村は、幼稚園に対する親の負担をその収入に比例させる制度を実施している。また、低収入の親に対して料金を免除する市町村もある上、幼稚園の最終の一年間を無料にするところもある。更に、ある都市では幼稚園を完全に無料にしたケースもある。この結果、完全に無料から年間2600ユーロ（約42万円）まで、幼稚園の親負担に大きな差異が生じている。以下に調査結果のポイントを挙げる。

- 1) 一般的に北部の都市においては親にかかる負担が重く、それはすべての収入カテゴリーに当てはまる。低収入の家庭でも、保育園・幼稚園の負担金がかかなり高く設定されている都市は北部と東部に多い。例えば、リュベック市（Lübeck）では低収入の家庭（年間2万4000ユーロ、約384万円）でも子供一人を半日幼稚園に行かせるには、年間1692ユーロ（約27万円）がかかる。それは、年間収入の約7%に相当する。
- 2) 子供が二人以上の場合、多くの市町村においては割引制度がある。二人目の子供からは安くするか、無料にするところもある。しかし、それは西部の都市の政策で見られる傾向であり、東部ではほとんど見られない。
- 3) 100都市のうち、24都市は最終の一年間を無料にしている。ほとんどの場合、それは州の政策として行われており、市町村にその義務を課している。ザールランド州、ベルリン都市州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ラインランド・プファルツ州がその政策を実施している。
- 4) 親の社会的事情を配慮する方法として、いくつか異なるモデルが存在する。そのうち、兄弟割引と収入カテゴリー設定が最も普及している。しかし、収入カテゴリーの詳細にもかなりの違いがあり、「税込み」と「税抜き」を基本にする方法が双方存在する。ま

た、かなりの数の市は、一般的なルールを設定する代わりに、個人個人の査定を行う方法を選んでいる。その場合、家庭は市役所に直接申請する必要がある。州の政策もこの点で差が大きい。市町村に収入カテゴリーを設定することを義務付けられる州もあれば、そうではない州もある。

- 5) また、市町村の財政状況と親負担の軽減度合には直接関連がある。財政状況が厳しい市は、幼稚園の親負担を高め設定することが一般的である。しかしながら、財政状況が厳しい市は、一般的に社会的問題を抱えていることも多いからこそ、このような傾向が更なる悪循環を形成する危険性もある。

家族大臣は、以上の調査の結果を受けて、市町村に対して更に家庭のためにサービスの改善を呼びかけている。現在の人口構造（少子化傾向）を見ても、家庭にどれほどよい環境が提供できるかに、郡と市町村の生き残りがかかっていると述べた。

調査を発注した「新・社会的市場経済機構」と「親」雑誌は、すべての市町村に対して、幼稚園を三年目から無料にするように求めている。それによると、子供の発育において、入学する前の時期はとても重要であり、すべての子供に平等なチャンスを与えるためにも、保育としてではなく、教育の第一歩としてこの時期を認識すべきであるとしている。もともと、教育はドイツでは基本的に無料であるため、幼稚園が有料であること自体に問題があるという見方もしている。

この保育状況調査は二つのことをはっきり現している。一つには、ドイツの連邦制度は、近年人の生活に直接関係するサービスにかなりの差を生じさせている。二つ目は、市町村の財政状況は提供するサービスにも影響を及ぼしている。

こうした事情を変えようとするには、連邦制度を根本的に変えなければならないことにつながる。幼稚園を無料にしたハイルブロン市(Heilbronn)は経済的に恵まれているドイツ南部に位置しているため、北部と東部の市町村がその例をまねすることは現時点では期待できない。

(参照)

Der Spiegel im Internet, “Städtevergleich: Kita-Gebühren schwanken gewaltig - 2600 Euro Unterschied” ;

<http://www.spiegel.de/wirtschaft/0,1518,542034,00.html>

Initiative Neue Soziale Marktwirtschaft, “Kindergärten in Deutschland - der Gebührenwahnsinn “

http://www.insm.de/Presse/Pressemeldungen/Pressemeldungen/Kindergaerten_in_Deutschland_der_Gebuehrenwahnsinn_.html

ELTERN Magazin, “Kindergärten - gerecht ist anders” ;

<http://www.eltern.de/kindergarten/erziehung/kita-ranking.html>

【ドイツの「世代間サービス施設」】 ドイツ

2005年に社会民主党（SPD）とキリスト教民主同盟（CDU）の大連立政権が誕生した際、連立協定の中で、「全国の郡と郡独立市に世代間サービス施設を設立する」という項目があった。家族大臣（家族、高齢者、女性と青少年省を担当する大臣）がその約束を実現するために積極的に動いた。世代間サービス施設アクション・プログラムを作り出し、その上にEU社会基金からの資金も確保し、最終的にこのプログラムを500件まで拡大することとなった。2008年までに設立することを目標にした。

世代間サービス施設またはインター・ジェネレーション・センター「ドイツ語でMehrgenerationenhaus」という概念は、児童・青年・成人・高齢者にわたるあらゆる年齢と社会的立場にある人が自由に出入りし、世代を超える出会いを可能とする公民館的施設であると同時に、年齢に合わせたサービスを提供する場を意味する。若い人と高齢者が自由に、自主的に交流できる場、そして特に家族を支援する場所を目指している。近隣社会の強化または再構築を目標とし、近所の付き合いとお互いを援助することを支持し、または必要に応じて、社会福祉上のサービスを受ける手伝いをし、つまり需要と供給を結びつける役割を果たす。

このように、この施設は、世代を結びつけるネットワークの構成を目指している。施設のサービスにさまざまな経験や能力またはニーズを持つ人が参加でき、このような多彩なサービス市場に、学校、種々な協会や非営利団体、市民グループ、図書館、消防団、地方自治体のサービスなどの参加が予定されている。

その施設のもう一つの目的は、地元の民間企業と協力することである。その協力は、企業が要求するようなサービスの提供という形が考えられるが、企業の職員もボランティアを務めるなどの展開もありうる。

世代間サービス施設においては、職員やあらゆる分野の専門家とボランティアが密接に協力することとされている。これによって、地元の需要や要求にきめ細かく、そして効率的に対応することができ、公的サービスと民間そしてボランティア・サービスをうまく結びつけることとなるとされている。

成功している世代間サービス施設は、近隣の事情を把握し、需要に応え、年齢が異なるグループのニーズに合わせたサービスの提供または連携のサポートを行っている。施設において提供できるものとしての例は以下のものが挙げられる。

- ・ 朝食、昼食、軽食等を提供し、皆が入り易く、心を安らぐ環境を提供する喫茶店の設置。喫茶店で気軽に人と話しができ、ゲームをする相手を見つけたりできる環境づくり。
- ・ 生後6ヶ月以上の児童を対象にした保護施設の提供。特に就職している親のニーズには配慮することがポイント。
- ・ 夜眠れないことが多い高齢者（特に痴呆症に患われている人）のための夜間喫茶。このスペースで、同様な問題を抱えている人たちといっしょに時間を過ごすことによって、本人及び保護者の生活の質が向上。
- ・ サービスの需要や支給を結びつけるための掲示板機能。それは、リアルな掲示板で

も、インターネット上での掲示板でもよい。それによって、たとえば家事や庭の世話等を提供する者と必要とする者をマッチングする。

- ・ これまで通常行われていた家庭給食サービスの代わりに、人を施設まで運ぶための運転サービスの設定。これにより、一人で家で食べる代わりに、人といっしょに食事することができ、互いに接触の機会が増える。

しかし、可能なサービスはこれだけに限らない。世代間サービス施設を目指すものは、地元の事情に配慮した独自コンセプトを生み出すことが歓迎されている。世代間サービス施設は、ゼロからつくる建物がほとんどなく、すでに存在する施設を利用・拡大することがほとんどである。

2006年11月に世代間サービス施設アクション・プログラムが発表されて以来、それに対する関心は高く、目標の500施設に対して、実に1690件の申請があった。高齢者・女性・青少年省は、その中で優れたものを選定した。2008年3月現在、約300施設はすでに活動を開始し、残りの約200施設は2008年中に運営を始める予定である。

世代間サービス施設の半分は小規模都市を含む農村部に開設される。ここでは主にサービスのインフラを改善することが目的である。残りの半分は中小または大都市に設置される。具体的な農村・都市間の配分は以下の通りである。

純農村部：28施設

やや農村部：88施設

小規模都市：166施設

中規模都市：142施設

大都市：76施設

ここで二つの違う性格の世代間サービス施設の実例を紹介する。

1) ハウネタール・ウエルダ世代間サービス施設「帯状草原文化蔵」(KulturScheune Lange Wiese Haunetal-Wehrda)、ヘッセン州

1983年に農村部の文化振興を目的とする文化支援組織として設立された。人口600人の村にある古い蔵(納屋)を使う施設はこれまでのサービスを拡大し、子供から高齢者までが使えるような集合場所となっている。施設には地元物産の販売や喫茶店があり、近所の学校の生徒たちが提案するサービスもこの施設につなげる。従来から行われてきたコンサート、展示会、文学イベントの開催などの文化的活動が今でも活動の中心となっている。

http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/coremedia/generator/mgh/de/01_Mehrgenerationenh_C3_A4user/05_Aus_20den_20Mehrgenerationenh_C3_A4usern/a_Die_20Leuchtturmh_C3_A4user/Leuchtturmhaus_20Haunetal.html

2) ブクステフーデ世代間サービス施設 (Buxtehude Mehrgenerationenhaus)

ブクステフーデ市は、ニーダーザクセン州にある人口3万8000人の中規模の都市である。この施設では、子供の保育が主なサービスである。地元の企業と密接な関係を持ち、協力企業の職員の子供を対象にしている。企業には、必要に応じて子供保育を予約することができ、サービスの柔軟性が好評である。また、集会と出会いの場としての喫茶店、幼稚園

児のための英語教育、父親を対象とするグループ、親教育（parenting classes）、外国人住民のための融合講座（integration classes）等がすでに存在する。住民と協議・協力し、それ以上のサービスを更に充実させる予定である。

http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/coremedia/generator/mgh/de/01_Mehrgenerationenh_C3_A4user/05_Aus_20den_20Mehrgenerationenh_C3_A4user/a_Die_20Leuchtturmh_C3_A4user/Leuchtturmhaus_20Buxtehude.html

（参照）

Website des Aktionsprogramm Mehrgenerationenhäuser;

<http://www.mehrgenerationenhaeuser.de/>

Ministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend

<http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/Familie/mehrgenerationenhaeuser.html>

【大ブレークするドイツの地方自治体の自転車政策】 ドイツ

「全国自転車計画」の実施のために設立された地方自治体を対象にする「自転車政策アカデミー」は大成功している。全国の地方自治体は予想以上の反応を見せ、アカデミーのプログラムをフルに活用している。アカデミーは、地方自治体の政策制定や実施についての知識の提供、またはそれに関わっている人の研修などを行っている。交通・建設・都市問題省の支援を受けているアカデミーは、市町村及び郡の間の情報交換を推進し、先進事例について広報を行っている。地方自治体の代表組織（ドイツ都市会議、ドイツ市町村連盟、ドイツ郡会議）もアカデミーの後援者である。

アカデミーの開設からは5ヶ月が経っている現在、12州にまたがって開催された16のセミナーへの参加は盛況である。参加者は、郡と市町村の職員、州の職員、交通と自転車クラブ、設計会社、警察、都市計画連盟、環境保護団体からの代表者、そして大企業の職員などである。

これまでに開催された中で、人気のあったセミナーのテーマは、「自転車道における市街地内ネットワークと広域ネットワークの連携」、「自転車道と自転車施設の設置と維持」、更に「自転車道と自転車施設に対する質的要求」である。次に開催されるセミナーのテーマは、「自転車政策の法的背景・関連性」であり、デトモルド市、ルドヴィヒスハーフェン市、ブレーメン市とマグデブルク市での開催が予定されている。

アカデミーはドイツ国内、また欧州内の先進事例の視察ツアーも計画する。視察先での実際の自転車ツアー、または専門的な講演などにより、理論的なセミナーのプログラムを実施の面で補填している。4月に予定されている視察ツアーは、北ドイツのキール市を訪問の予定である。キール市では、戦略的な自転車政策を長年実施してきた。ドイツの一定規模の都市の比較テストにおいても、質の改善面で高い点数を誇っている。6月には、オランダのユトレヒト市への3日間の訪問が計画されている。全交通量において自転車は

40%まで占めるオランダの都市は、自転車政策においては世界のトップレベルにある。

(参考)

Deutsches Institut für Urbanistik, 'Kommunen verbessern die Radverkehrsplanung';
<http://www.difu.de/presse/>